【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年6月22日提出
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ダニエル・クライン
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	諏訪部 広
【電話番号】	03-6377-2842
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ホリコ・フォーカス・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ホリコ・フォーカス・ファンド

（愛称：自由の女神、以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

A．追加型株式投資信託の受益権です。

B．当ファンドについて、委託会社であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「（１１） 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

継続申込期間：1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
基準価額とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。
日々の基準価額は、販売会社または委託会社までお問合せいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。
（掲載名「自由女神」）

《委託会社へのお問合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：０１２０－９９６－２２２
受付時間：毎営業日 午前10時～午後５時
ホームページアドレス：http://www.bnpparibas-ip.jp/

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。

（６）【申込単位】

販売会社または委託会社へお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続募集に係る申込期間:平成23年6月23日から平成24年6月21日まで
なお、お申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等においてお申込みの取扱いを行います。
販売会社については、下記にお問合せ下さい。

《委託会社へのお問合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：０１２０－９９６－２２２
受付時間：毎営業日 午前10時～午後５時
ホームページアドレス： http://www.bnpparibas-ip.jp/

（９）【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社の定める期日（詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。）までに取得申込代金を販売会社において支払うものとします。
販売会社は、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額を追加信託の行われる日に委託会社の口座を経由して受託会社のファンドにかかる口座に払い込みます。

（１０）【払込取扱場所】

お申込金額はお申込みの販売会社にお支払い下さい。販売会社については、前記「（８）申込取扱場所」をご参照ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①お申込みの方法

受益権の取得のお申込みは、販売会社に取引口座を開設のうえ当ファンドの申込みを行うことによって成立します。販売会社は、お申込みの成立までに、「総合取引約款」および当ファンドの「目論見書」等を提示、お渡しいたします。
受益権取得申込みの方は「目論見書」等をご高覧のうえ、当該約款等に基づく「取引口座設定申込書」および当ファンドの「取得申込書」等にご記入のうえ、ご提出下さい。
取得申込に係る金額を当該販売会社に指定された日までにお支払い下さい。

②振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】
第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】
（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。）。以下同じ。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行います。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信／海外／資産複合に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。当ファンドが該当する商品分類及び属性区分に網掛けで表示しております。

＜商品分類表＞

単位型/追加型（※1）	投資対象地域（※2）	投資対象資産（収益の源泉）（※3）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 資産複合

（※1）追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後、追加設定が行われ従来の信託財 産とともに運用されるファンドをいいます。

（※2）投資対象地域による区分で海外とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（※3）投資対象資産による区分で資産複合とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が株式、債券、不動産投信、またはそれ以外のその他の複数の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜属性区分表＞

投資対象資産（※4）	決算頻度	投資対象地域（※5）	投資形態（※6）	為替ヘッジ
株式 一般/大型株/中小型株 債券 一般/公債/社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（株式・一般） 資産複合 資産配分固定型/資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

（※4）投資対象資産による区分でその他資産（投資信託証券（株式・一般））とは、目論見書又は投資信託約款において、大型株、中小型株に投資する記載が無い全ての株式を実質投資対象とした投資信託証券を主要投資対象資産とする旨の記載があるものをいいます。

（※5）投資対象地域のグローバルとは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含みます。）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（※6）投資形態のファンド・オブ・ファンズとは、社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則第2条」に規定するものをいいます。

※商品分類・属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会の下記のインターネットホームページをご参照下さい。http://www.toushin.or.jp/

③信託金の限度額

信託金額の限度額は1,000億円です。

④ファンドの特色

主として「HC Focus Fund（ホリコ・フォーカス・ファンド）」と別に定める投資信託証券「AAAソブリン・ファンド（愛称：トリプルアクセル）」を投資対象とします。
各ファンドに対する投資比率は概ね以下の通りとします。

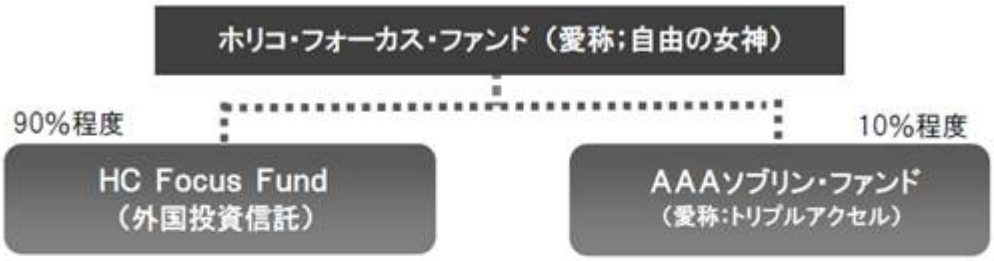

●「HC Focus Fund」　90%程度
米国株式を中心に徹底したリサーチに基づく割安株（バリュー）投資を基本とし、比較的少数（約15～30程度）の銘柄に集中投資を行います。外国株やデリバティブ、ショート（空売り）も取引可能とします。
リスク分散を図りつつ、安定的に収益を積み上げるポートフォリオ構築を目指します。
●「AAAソブリン・ファンド（愛称：トリプルアクセル）」　10%程度
原則として世界主要国のソブリン債券に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
また、別に定める投資信託証券は以下のファンドも含まれます。
「ジャパン・ストラテジック・カバード・ファンド（適格機関投資家限定）」
主として、ジャパン・ストラテジック・カバード・マザーファンドへの投資を通じて、長・中・短期のトレンド分析や市場判断に基づき各対象資産のポジションの組み合わせによる運用戦略（売買取引）を行い、絶対収益を追求することにより期間収益の確保ならびに信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの仕組み

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式による運用を行います。
●ファンド・オブ・ファンズ形式による運用
一般に「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券や金融商品に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組入れることにより運用を行います。（投資信託に投資する投資信託になります。）
また、様々な特徴を持った投資信託を購入することにより、効果的に資産配分を行います。

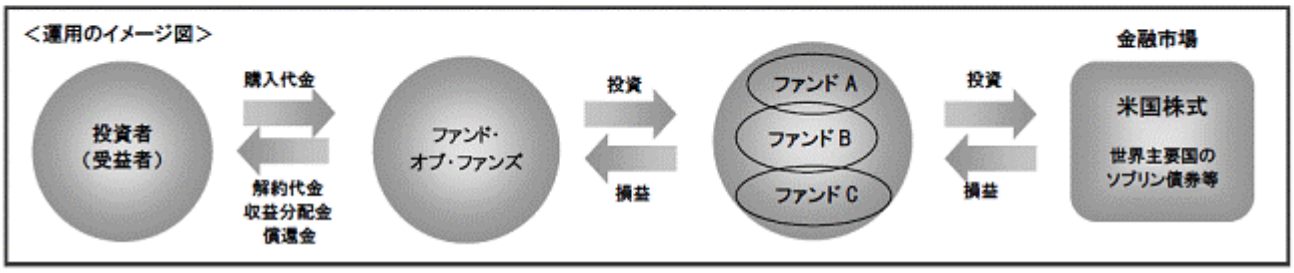

（２）【ファンドの沿革】
平成18年2月 8日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成18年3月27日 ファンドの信託契約締結、ファンドの運用開始
平成22年7月 1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継

（３）【ファンドの仕組み】

Ａ ファンドの関係法人

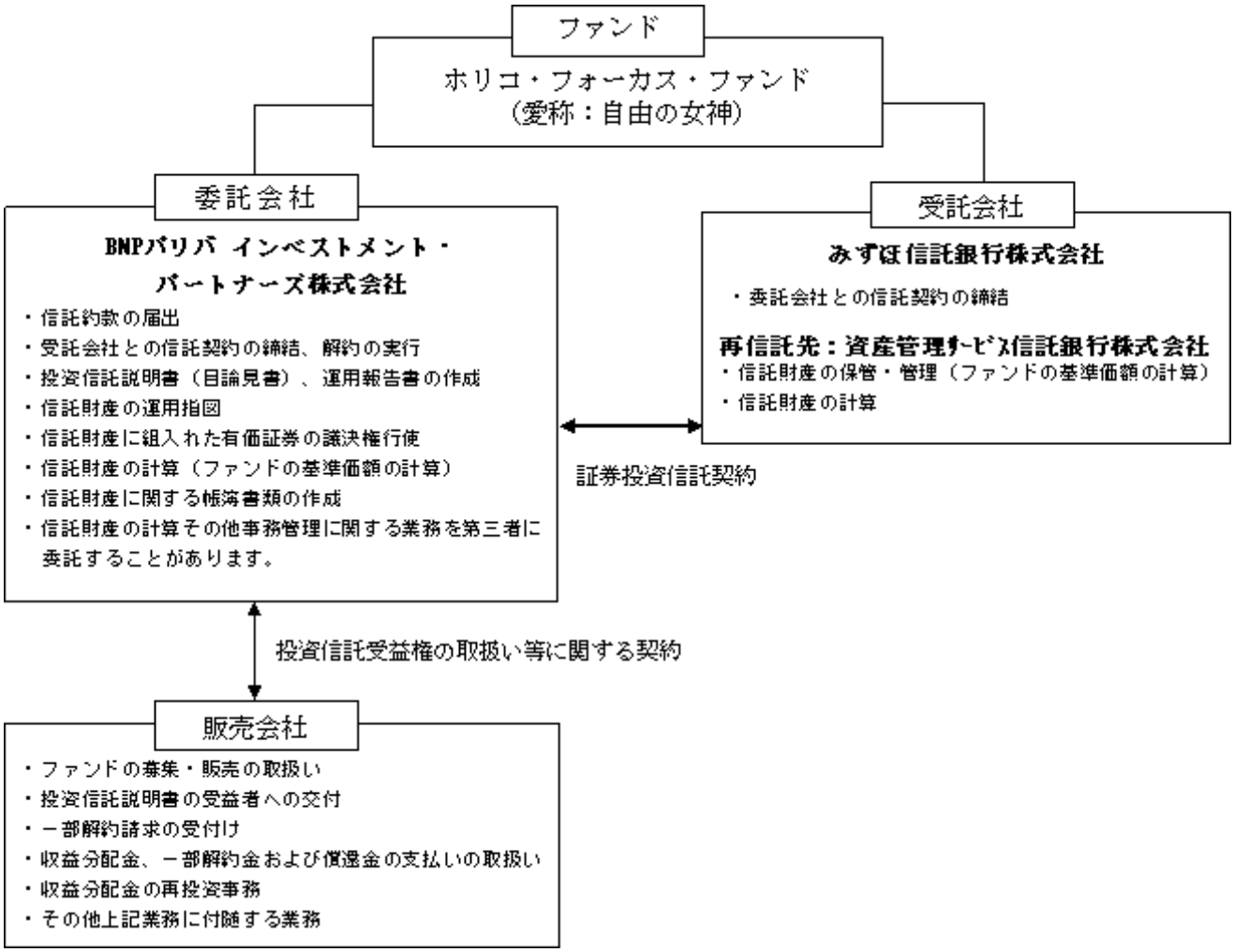

①ファンドの関係法人

名　称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 みずほ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 資産管理サービス信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付け、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

②委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

＜証券投資信託契約＞

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

＜投資信託受益権の取扱い等に関する契約＞

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

B 委託会社等の概況（平成23年3月末現在）

資本金の額　　4億5,000万円

沿革　平成10年11月９日 会社設立
平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得
平成11年２月26日 証券投資顧問業の登録
平成12年６月20日 投資一任契約業務の認可取得
平成12年８月１日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
平成12年８月１日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
平成22年７月１日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併
ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国 パリ 75009 ブルヴァーオスマン１	9,000株	100%

ＢＮＰパリバグループの概要（平成23年3月末現在）

ＢＮＰパリバグループ
ＢＮＰパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界80を超える国と地域において200,000人以上の従業員を擁します。コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という3つの主要業務分野を核に事業展開し、それぞれ業界のキープレーヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパでは全業務を展開しており、なかでもフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。欧州-地中海沿岸全域において総合的な金融業務を展開するとともに、米国においても強大な拠点網を有します。欧州で既に確固とした地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、アジアにおいても着実かつ急拡大を続けています。
日本国内においても約900名のスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ
BNPパリバ インベストメント・パートナーズはＢＮＰパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。
800人を超える各資産クラス向けのサービスに精通した運用担当者が世界中の60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

A 投資対象

主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。）。以下同じ。）を主要投資対象とします。

B 投資態度

①主として「HC Focus Fund」と別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）を投資対象とし、各ファンドに対する投資比率は概ね以下の通りとします。

a. 「HC Focus Fund」 90%程度
米国株式を中心に徹底したリサーチに基づく割安株（バリュー）投資を基本とし、比較的少数（約15～30程度）の銘柄に集中投資を行います。外国株やデリバティブ、ショート（空売り）も取引可能とします。リスク分散を図りつつ、安定的に収益を積み上げるポートフォリオ構築を目指します。

b. 「ＡＡＡソブリン・ファンド」 10%程度
原則として世界主要国のソブリン債券に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
また、別に定める投資信託証券は以下のファンドも含まれます。
「ジャパン・ストラテジック・カバード・ファンド（適格機関投資家限定）」
主として、ジャパン・ストラテジック・カバード・マザーファンドへの投資を通じて、長・中・短期の

トレンド分析や市場判断に基づき各対象資産のポジションの組み合わせによる運用戦略（売買取引）を行い、信託財産の着実な成長をめざします。

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行い、主として「HC Focus Fund 」と「ＡＡＡソブリン・ファンド」を投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

②資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

③当ファンドの主要投資対象の投資信託証券の概要

■外国投資信託 HC Focus Fund

ファンド名	HC Focus Fund （ホリコ・フォーカス・ファンド）
運用管理会社	Dundee Leeds
投資顧問会社	Horiko Capital Management LLC
形態／通貨表示	ケイマン籍外国投資信託／米ドル
運用の基本方針	約15～30程度の比較的少数の銘柄に集中投資を行う徹底したリサーチに基づく割安株（バリュー）投資を基本とします。米国株式が中心ですが、外国株やデリバティブ、ショート（空売り）も取引可能とします。 原則として、分配は行わないものとします。
主な投資対象	米国株式
手数料等	運用報酬として毎月の基準価額に対し年率1.0% 成功報酬として契約期間中ネット利益の20%（過去の月々基準価額の最高額をハイウォーターマークとし、月々基準価額がこれを上回った場合のみ、その差額の20%を徴収する）。 ※その他管理報酬、年間登録手数料、登記手数料、日常的な経理・運営費用、業務の費用に付随する費用、監査人への報酬、信託財産が負担する法律費用、運用会社の諸経費等を負担します。 管理費その他のトラスティフィーは年間10,000米ドルとなり、ドル建てで四半期毎に支払われます。 管理費として年0.09%あるいは月額最低＄3,000が毎月発生します。

■追加型証券投資信託 ＡＡＡソブリン・ファンド

ファンド名	ＡＡＡソブリン・ファンド（愛称：トリプルアクセル）
投資運用会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
商品分類／通貨表示	追加型投信／海外／債券　日本円
運用の基本方針	原則として世界主要国のソブリン債券に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	世界主要国の投資適格債（ムーディーズ社によるＡａａ,またはスタンダード・アンド・プアーズ社によるＡＡＡの格付けを有する国債、政府機関債）を主要な投資対象とし、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
投資態度	①原則として、世界主要国の投資適格債（ムーディーズ社によるＡａａ,またはスタンダード・アンド・プアーズ社によるＡＡＡの格付けを有する国債、政府機関債）に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。 ②投資対象国毎に「債券投資収益率予測（金利予測）」と「為替収益率予測」を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組合せを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。 ③円投資家の立場から最適な国別資産配分（カントリー・アロケーション）を行うことにより、リターンの追求を図ります。 ④外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
手数料等	ファンドの純資産総額に対して年1.1025%（税抜1.05%）の率を乗じて得た額 その他の費用：信託事務の諸費用（財務諸表の監査に要する費用、法定書類の作成・印刷費用等）売買・保管等に要する費用、資金の借入れなどを間接的に負担します。 ※その他の手数料等の合計額については、保有期間に応じて異なりますので、表示することができません。

■追加型証券投資信託 ジャパン・ストラテジック・カバード・ファンド（適格機関投資家限定）

ファンド名	ジャパン・ストラテジック・カバード・ファンド（適格機関投資家限定）
投資運用会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
商品分類／通貨表示	追加型投信／内外／債券　日本円
運用の基本方針	ファミリーファンド方式により、期間収益の確保ならびに信託財産の着実な成長をめざす運用を行います。
主な投資対象	主として、ジャパン・ストラテジック・カバード・マザーファンドへの投資を通じて、ＥＴＦ及び業種別ＥＴＦ、国内株式、有価証券先物、有価証券指数等先物、短期有価証券等へ投資を行います。
投資態度	長・中・短期のトレンド分析や市場判断に基づき各対象資産のポジションの組み合わせによる運用戦略（売買取引））により、市場変動の各局面に応じて投資対象を選別し、絶対収益を追求します。 長期戦略：長期上昇トレンドが続くと判断される場合には主としてＥＴＦを組入れ、値上り益を追求します。 中期戦略：中期タームでの上昇・下降を予想し、上昇の場合には主として株式などで値上り益を、下降の場合には先物の売建により値下り益を、それぞれ追求します。 短期戦略：短期的な相場変動に対しては、主に先物売買により値上り益（値下り益）を追求します
手数料等	ファンドの純資産総額に対して年0.798%（税抜0.76%）の率を乗じて得た額 その他の費用：信託事務の諸費用（財務諸表の監査に要する費用、法定書類の作成費用等）売買・保管等に要する費用、資金の借入れなどを間接的に負担します。 ※その他の手数料等の合計額については、保有期間に応じて異なりますので、表示することができません。

※ 上記の投資信託証券の内容は平成23年3月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。
※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
※ 上記ファンドは、社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズの組入投資信託証券の要件を満たしております。

（２）【投資対象】

①当ファンドの投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
　イ．有価証券
　ロ．金銭債権
　ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2．次に掲げる特定資産以外の資産
　イ．為替手形

②当ファンドは、主として「HC Focus Fund」と別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパー
2．外国または外国の者が発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの。
3．証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に定めるものをいいます。）
4．投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいいます。）
5．外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
6．外国の者が発行する譲渡性預金証書

③当ファンドは、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金
2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形

④上記②項の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

A 運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（10名程度）
原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

・内部管理委員会（7名程度）
原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名程度）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

B 意思決定プロセス

①運用部門（5名程度）が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
②上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。
③ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
④運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

※上記の委託会社の運用体制等は平成23年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

A 収益分配方針

年1回決算を行い、毎決算毎に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

①分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
②分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

B 収益の分配の計理

①信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

C 収益分配金の交付

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金を支払います。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算

して5営業日目までにお支払いを開始します。

（５）【投資制限】

A 信託約款に基づく投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③株式への直接投資は行いません。

B 信託約款によるその他の投資範囲・投資制限の詳細

①同一銘柄の投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図はしません。ただし、信託約款において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合も含みます。）ファンドであることが信託約款もしくは定款に記載されているファンドを組入れる場合には、純資産総額の100分の50以上取得ができるものとします。

②特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

③資金の借入れ

（a）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（b）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

（c）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

C 法令により制限される取引等

当ファンドに適用される投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）等関連法令上により、後記に掲げる取引は、制限されます。

＜デリバティブ取引にかかる制限＞

（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

３【投資リスク】

A 基準価額の変動要因

当ファンドは、主要投資対象の投資信託証券を通じて値動きのある有価証券や金融商品に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資家の皆様の資金元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が発生することがあります。信託財産に生じた利益及び損失はすべてご投資家に帰属します。主なリスクの分類につきましては、以下の通りです。

①価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢などの影響を受けて大きく変動します。また個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

②流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドにとって最適な時期、価格で取引が執行できなかった場合に損失を生じたり、値上がり益を逸することです。市場規模や取引量が少ないために組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を生じるリスクがあります。

③信用リスク

当ファンドの主要投資対象の投資信託証券を通じて実質投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価値が下がったり、投資資金を回収できな

くなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクが高いものになると想定されます。

④為替変動リスク

当ファンドは主要投資対象の投資信託証券を通じて海外の有価証券や金融商品に投資しますので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替レートは一般に、外国為替市場の需要、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤カントリー・リスク

当ファンドは、主要投資対象の投資信託証券を通じて海外の有価証券や金融商品に投資しますが、投資する海外の金融・証券市場や投資先の国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意事項＞

◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◆解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

◆システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

＜投資信託についての一般的な留意事項＞

◆市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

◆ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

◆投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。

◆投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

◆投資信託は預金または金融債ではありません。

◆投資信託は保険契約ではありません。

◆投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。

◆投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）

◆投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のご投資家様が負うことになります。

◆銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

＜法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点＞

◆当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

B 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門においてモニタリングを行います。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。一方、法務・コンプライアンス部門及びインベストメント・リスク管理部門では法令・諸規則、及び運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的チェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

①パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	CEO、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部門の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限／責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

②内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、CEO、インベストメント・リスク管理部門の代表者、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、監査役
所管業務	コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限／責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

※上記の内容は、平成23年3月末現在のものであり、ファンドの投資リスクに対する管理体制は委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。

（２）【換金（解約）手数料】

①解約手数料

解約手数料はありません。

②信託財産留保額

解約申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

（３）【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年1.26%（税抜1.20%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.63%（税抜0.60%）	年0.546%（税抜0.52%）	年0.084%（税抜0.08%）

信託約款第33条に規定する計算期間を通じて毎日計算して費用として計上されます。

②上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期間期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③信託報酬に対する消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

※また、当ファンドの主要投資対象の投資信託証券の信託報酬（成功報酬を除く）と管理費用等を加えた実質的な信託報酬率の総額は年率2.9%程度（税込）となります。（平成23年3月末現在）

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の間接的な費用も負担します。

信託事務の諸費用	信託財産に関する租税 信託財産の財務諸表の監査に要する費用、有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書、運用報告書等の法定書類の作成・印刷費用 信託事務の処理に要する諸費用
売買・保管等に要する費用	ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等 先物・オプション取引に要する費用 その他の金融商品取引に要する費用
資金の借入れ	信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等
その他	受託会社の立て替えた立替金の利息 当該各費用に係る消費税相当額

前記の信託財産の財務諸表の監査に要する費用及び法定書類等の費用ならびに当該費用にかかる消費税等をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額に対して年率0.105%（税抜0.10%）を上限とする額を、かかる費用の合計額とみなして、実際または予想される金額を上限として、信託財産よりご負担いただきます。ただし、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。

※その他の費用については、定時に見直されるものや売買条件等により異なるものがある為、当該費用および合計額（上限額等を含む）及び具体的な金額を表示することが出来ません。

上記ファンドでご負担いただく各当該費用に係る信託報酬、その他の費用の合計額、上限額、計算方法等は、保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時、請求時に初めて具体的な金額を認識する場合があるため、予め具体的な金額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含む）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることもあります。

①個別元本方式について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の〈収益分配金の課税について〉をご参照下さい。）

②収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

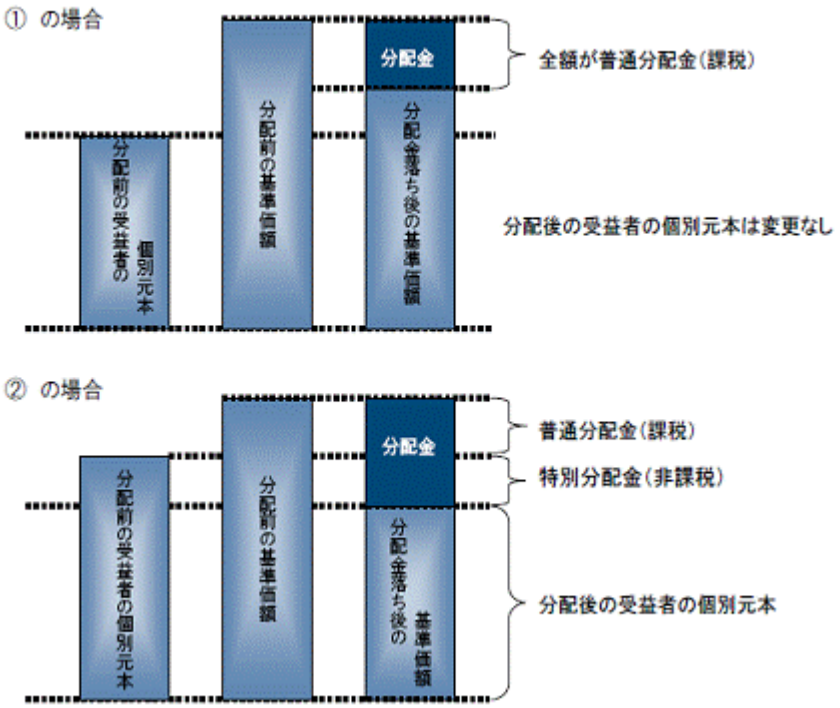

③個人、法人別の課税の取扱いについて

A 個人の受益者に対する課税（平成23年3月末現在）

	平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金の課税	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。
解約時および償還時の課税	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

＜損益通算について＞

解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

B 法人の受益者に対する課税（平成23年3月末現在）

	平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金 解約時および償還時	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

＜配当控除、益金不算入制度について＞

当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

平成23年3月末日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	37,265,471	5.10
	ケイマン諸島	665,608,207	91.14
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		27,438,021	3.76
合計（純資産総額）		730,311,699	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。
（注２）投資比率は、小数第３位以下を四捨五入してあります。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

A 評価額上位銘柄

平成23年3月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	通貨	口数	簿価単価 簿価金額	評価単価 評価金額	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	HC Focus Fund	USD	5,962.9732	1,313.8100 7,834,258.54	1,342.4359 8,004,909.29 (665,608,207)	91.14
2	日本	投資信託受益証券	ＡＡＡソブリン・ファンド	日本円	49,746,992	0.7304 36,335,202	0.7491 37,265,471	5.10

（注）カッコ内は、邦貨換算評価額となっております。

B 種類別の投資比率

平成23年3月末日現在

種類	国内/外国	投資比率（%）
投資信託受益証券	国内	5.10
投資信託受益証券	外国	91.14

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成22年3月末日から平成23年3月末日における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１期	（平成19年３月20日）	991	991	10,515	10,515
第２期	（平成20年３月21日）	657	657	7,635	7,635
第３期	（平成21年３月23日）	540	540	6,519	6,519
第４期	（平成22年３月23日）	694	694	8,484	8,484
第５期	（平成23年３月22日）	692	692	8,513	8,513
	平成22年３月末日	710	－	8,681	－
	平成22年４月末日	736	－	9,057	－
	平成22年５月末日	695	－	8,546	－
	平成22年６月末日	685	－	8,428	－
	平成22年７月末日	667	－	8,195	－
	平成22年８月末日	663	－	8,104	－
	平成22年９月末日	681	－	8,305	－
	平成22年10月末日	669	－	8,195	－
	平成22年11月末日	689	－	8,389	－
	平成22年12月末日	677	－	8,287	－
	平成23年１月末日	698	－	8,566	－
	平成23年２月末日	690	－	8,516	－
	平成23年３月末日	730	－	8,900	－

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

	１万口当たりの分配金（円）
第１期計算期末	－
第２期計算期末	－
第３期計算期末	－
第４期計算期末	－
第５期計算期末	－

③【収益率の推移】

		収益率（%）
第１期	（平成19年３月20日）	5.2
第２期	（平成20年３月21日）	△27.4
第３期	（平成21年３月23日）	△14.6
第４期	（平成22年３月23日）	30.1
第５期	（平成23年３月22日）	0.3

(注)各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日(平成18年3月27日)から第5期末(平成23年3月22日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第１期	1,018,640,000	75,780,000
第２期	174,170,000	255,810,000
第３期	31,960,000	63,790,000
第４期	24,560,000	35,360,000
第５期	56,569,874	61,735,300

運用実績

2011年3月31日現在

基準価額・純資産の推移 （設定日（2006年3月27日）～2011年3月31日）

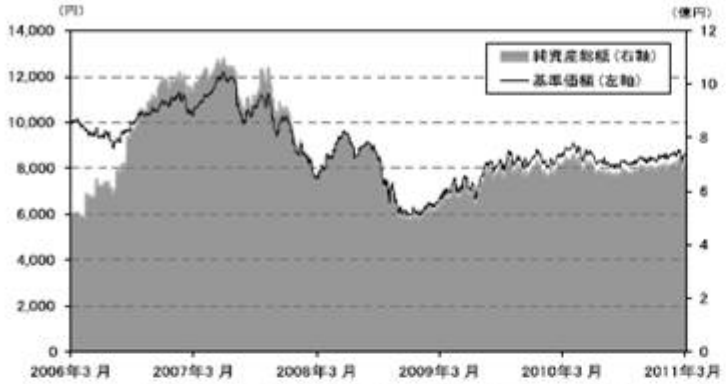

（注1） 上記の基準価額は信託報酬（純資産総額に対して年率 1.26％（税込）は控除されております。
（注2） 当ファンドはベンチマークを特定しておりません。

分配の推移

決算期	分配金（1万口当たり）
2007 年 3 月	0 円
2008 年 3 月	0 円
2009 年 3 月	0 円
2010 年 3 月	0 円
2011 年 3 月	0 円
設定来の累計	0 円

基準価額	8,900 円
純資産総額	730 百万円

主要な資産の状況

■資産配分

銘柄名	種類	国／地域	通貨	投資比率(%)
HC Focus Fund	投資信託受益証券	ケイマン諸島	米ドル	91.14
AAAソブリン・ファンド	投資信託受益証券	日本	日本円	5.10
			合計	96.24

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

年間収益率の推移 （暦年ベース）

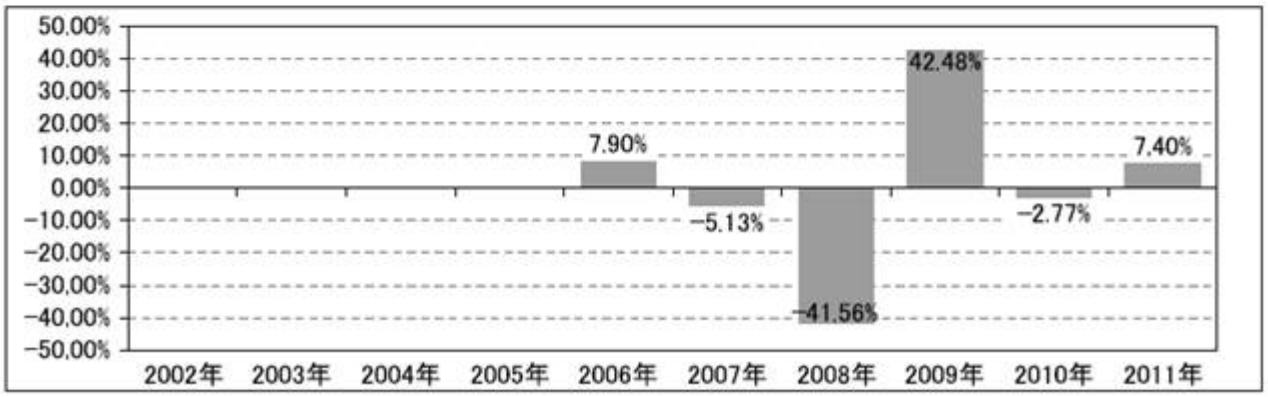

（注1） ファンドの収益率は基準価額を使用して算出しております。
（注2） 2006年はファンドの設定日（2006年3月27日）を10,000とし年末までのもの、2011年は年初から2011年3月31日までの収益率を示しています。

ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
最新の運用実績は表紙に記載の委託会社のホームページでご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①お申込者は販売会社の定める日までにお申込金額を販売会社に支払います。
当該販売会社は各取得申込日の発行価額の総額を追加信託の行われる日に委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。
お申込単位は、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

②前項において、取得申込は毎営業日の午後3時まで受け付けます。ただし当該日が米国およびケイマンの休業日は翌営業日とします。

③前項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

④募集取扱手数料の額は、販売会社が取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に3.15％（税抜3.0％）を上限としてそれぞれ別に定めることとします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

①受益者は、自己に帰属する受益権について、毎営業日の午後3時までに一部解約の実行を請求することができます。
換金（解約）単位は、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

②前項の場合の一部解約の実行の請求日が米国およびケイマンの休業日の場合には、一部解約の実行の請求の受付けを行いません。

③委託会社は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

④前項の一部解約の価額は、解約申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額（解約申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.3％を乗じた金額）とします。

⑤委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記①項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

⑥前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記④の規定に準じて計算された価額とします。

⑦一部解約金は、解約請求受付日から起算して、原則として7営業目から受益者に支払います。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

A 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

①公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します※。
（a）日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)
（b）第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額
（c）価格情報会社の提供する価額
※残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーショ

ン)による評価を適用することができます。

②外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）：円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

③投資信託受益証券：原則として、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価します。

B 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。

（掲載名「自由女神」）

《委託会社へのお問合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：０１２０－９９６－２２２
受付時間：毎営業日 午前10時～午後５時
ホームページアドレス：http://www.bnpparibas-ip.jp/

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は毎年3月21日から翌年3月20日とします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

（５）【その他】

（Ｉ）ファンドの償還条件

A （イ）信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、繰上償還の事項について、あらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（ハ）繰上償還の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ニ）繰上償還の公告の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、（イ）の信託契約の解約をしません。

（ホ）委託会社は、当ファンドの解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ヘ）（ハ）から（ホ）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、（ハ）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

B （イ）委託会社は、信託期間中において、当ファンドを解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドを解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、信託期間中において、主要投資対象であるユーロ円債の発行体の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり当該債券をすべて売却した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドを解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届

け出ます。

（ハ）委託会社は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ニ）前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

（ホ）前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、（イ）の当ファンドの解約をしません。

（ヘ）委託会社は、当ファンドを解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ト）（ニ）から（ヘ）までの規定は、（ロ）の規定に基づいて当ファンドの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、（ニ）の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。

C （イ）委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドを解約し信託を終了させます。

（ロ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記「（Ⅳ）信託約款の変更」にしたがいます。

D 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は当ファンドを解約し、信託を終了させます。前記の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記「（Ⅳ）信託約款の変更 D」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

E 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「（Ⅳ）信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドを解約し、信託を終了させます。

F 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡をすることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（Ⅱ）償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社または登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（Ⅲ）信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（Ⅳ）信託約款の変更

A 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

Ｂ　委託会社は、Ａの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

Ｃ　Ｂの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

Ｄ　Ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、Ａの信託約款の変更をしません。

Ｅ　委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

＜反対者の買取請求権＞

当ファンドのの解約または信託約款の変更を行う場合において、信託約款第50条第4項または第55条第3項の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

＜関係法人との契約更改＞

委託会社と販売会社との間で締結された「証券投資信託受益権の取扱い等に関する契約書」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

（Ⅴ）公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

（Ⅵ）信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

（Ⅶ）運用報告書

委託会社は、決算時及び償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資家に対して開示されることがあります。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）分配金、償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（注）ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

（３）受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（５）当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（６）委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、委託会社は販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後、販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

（７）投資信託約款の重大な内容の変更、信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「３.資産管理等の概要（５）その他（Ｉ）ファンドの償還条件」に規定する信託の解約または「（Ⅳ）信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申立てることのできる期間が1ヶ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

（８）異議申立てを行った受益者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。上記の買取請求の内容および手続きに関する事項は、前記「３.資産管理等の概要（５）その他（Ｉ）ファンドの償還条件」または「（Ⅳ）信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

（９）受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。但し、第4期計算期間については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成21年3月24日から平成22年3月23日まで）及び、第5期計算期間（平成22年3月24日から平成23年3月22日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【ホリコ・フォーカス・ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第４期 (平成22年３月23日現在)	第５期 (平成23年３月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,233,882	23,068,990
投資信託受益証券	676,245,444	670,910,143
未収入金	―	10,000,000
未収配当金	―	634,381
未収利息	31	31
流動資産合計	699,479,357	704,613,545
資産合計	699,479,357	704,613,545
負債の部		
流動負債		
未払解約金	―	7,142,741
未払受託者報酬	284,710	285,764
未払委託者報酬	3,985,817	4,000,600
その他未払費用	680,692	723,708
流動負債合計	4,951,219	12,152,813
負債合計	4,951,219	12,152,813
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2 818,590,000	※1, ※2 813,424,574
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※3 △124,061,862	※3 △120,963,842
（分配準備積立金）	42,613,109	40,955,867
元本等合計	694,528,138	692,460,732
純資産合計	694,528,138	692,460,732
負債純資産合計	699,479,357	704,613,545

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期 自 平成21年３月24日 至 平成22年３月23日	第５期 自 平成22年３月24日 至 平成23年３月22日
営業収益		
受取配当金	4,042,200	6,857,000
受取利息	7,630	9,091
有価証券売買等損益	196,708,525	69,202,482
為替差損益	△29,566,520	△64,539,789
営業収益合計	171,191,835	11,528,784
営業費用		
受託者報酬	544,752	579,168
委託者報酬	7,626,359	8,108,212
その他費用	680,692	723,708
営業費用合計	8,851,803	9,411,088
営業利益又は営業損失（△）	162,340,032	2,117,696
経常利益又は経常損失（△）	162,340,032	2,117,696
当期純利益又は当期純損失（△）	162,340,032	2,117,696
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,258,213	△229,842
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△288,687,744	△124,061,862
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,280,612	9,441,251
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,280,612	9,441,251
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,736,549	8,690,769
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,736,549	8,690,769
分配金	－ ※1	－ ※1
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△124,061,862	△120,963,842

（３）【注記表】
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第4期 自 平成21年３月24日 至 平成22年３月23日	第5期 自 平成22年３月24日 至 平成23年３月22日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 同左
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 計算期間末日の取扱い 平成21年3月20日及びその翌日並びにその翌々日が休日のため、前計算期間末日を平成21年3月23日としております。また、平成22年3月20日及びその翌日並びにその翌々日が休日のため、当計算期間末日を平成22年3月23日としております。	外貨建取引等の処理基準 同左 計算期間末日の取扱い 平成22年3月20日及びその翌日並びにその翌々日が休日のため、前計算期間末日を平成22年3月23日としております。また、平成23年3月20日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成23年3月22日としております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第4期 （平成22年３月23日現在）	第5期 （平成23年３月22日現在）
※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中解約元本額	829,390,000 円 24,560,000 円 35,360,000 円	818,590,000 円 56,569,874 円 61,735,300 円
※2 計算期間末日における受益権の総数	818,590,000 口	813,424,574 口
※3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は124,061,862円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、120,963,842円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4期 自 平成21年３月24日 至 平成22年３月23日	第5期 自 平成22年３月24日 至 平成23年３月22日
※１ 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,833,163円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（11,591,213円）及び分配準備積立金（38,779,946円）より分配対象収益は54,204,322円（1万口当たり662.14円）でありますが、分配を行っておりません。	※１ 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,369,891円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（14,357,799円）及び分配準備積立金（39,585,976円）より分配対象収益は55,313,666円（1万口当たり679.99円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

	第5期 自 平成22年３月24日 至 平成23年３月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（投資信託受益証券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリー・リスクを有しております。 なお、当ファンドが行うデリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、運用調査部門から独立した複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。上記のリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する問題点の是正勧告を行っております。事務リスクについては内部管理委員会により定期的に検証を行っております。また、日常的モニタリングとして、業務部門による日々のトレード、約定、決済におけるモニタリング及びコンプライアンス部門による法令・諸規則、及び運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

第5期 （平成23年３月22日現在）	
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法	（1）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （2）デリバティブ取引 ――――――――――――― （3）上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券関係に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第4期 （平成22年３月23日現在）		第5期 （平成23年３月22日現在）
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	676,245,444　円	192,241,328　円	70,835,851　円
合計	676,245,444　円	192,241,328　円	70,835,851　円

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
Ⅰ取引の状況に関する事項

区分	第4期 自　平成21年３月24日 至　平成22年３月23日
1.取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約であります。
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4.取引に係るリスクの内容	為替予約取引等は、為替相場の変動によるリスクであります。
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

Ⅱ取引の時価等に関する事項
通貨関連
第4期（平成22年３月23日現在）
該当事項はありません。

第5期（平成23年３月22日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
第4期(自　平成21年３月24日　至　平成22年３月23日)
該当事項はありません。
第5期(自　平成22年３月24日　至　平成23年３月22日)
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

第4期 （平成22年３月23日現在）	第5期 （平成23年３月22日現在）
１口当たり純資産額　0.8484　円 （１万口当たり純資産額　8,484円）	１口当たり純資産額　0.8513　円 （１万口当たり純資産額　8,513円）

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

種類	銘柄名	元本額	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券	ＡＡＡソブリン・ファンド	49,746,992　円	0.7304　円	36,335,202　円	
	日本円 小計	49,746,992　円		36,335,202　円	
投資信託受益証券	ＨＣフォーカス・ファンド	USD 5,962.9732	USD 1,313.8175	USD 7,834,258.54	
	ＵＳドル 小計	USD 5,962.9732		USD 7,834,258.54 (634,574,941円)	
投資信託受益証券 合計				670,910,143　円 (634,574,941　円)	
合計				670,910,143　円 (634,574,941　円)	

注）１.各種通貨ごとの小計の欄におけるカッコ内の金額は、邦貨換算額であります。
２.合計欄におけるカッコ内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
３.邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。
４.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
ＵＳドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.00%	100.00%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「ＡＡＡソブリン・ファンド」及び「HC Focus Fund」の投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて上記投資信託の受益証券です。なお、同投資信託の状況は以下のとおりです。

１.「ＡＡＡソブリン・ファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

（１）貸借対照表

区分	注記番号	（平成22年３月19日現在）	（平成23年３月18日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		8,334,369	552,017
金銭信託		384,774	88,579,875
コール・ローン		81,118,300	181,124,367
国債証券		1,526,102,922	2,936,093,813
未収利息		17,572,583	33,907,937
前払費用		46,878	1,557,672
その他未収収益		744,902	1,241,612
流動資産合計		1,634,304,728	3,243,057,293
資産合計		1,634,304,728	3,243,057,293
負債の部			
流動負債			
未払解約金		2,426,155	64,886,072
未払受託者報酬		6,965	9,096
未払委託者報酬		139,300	181,928
その他未払費用		13,927	18,191
流動負債合計		2,586,347	65,095,287
負債合計		2,586,347	65,095,287
純資産の部			
元本等			
元本		1,839,569,273	4,350,996,245
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		△207,850,892	△1,173,034,239
元本等合計		1,631,718,381	3,177,962,006
純資産合計		1,631,718,381	3,177,962,006
負債純資産合計		1,634,304,728	3,243,057,293

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自 平成21年３月20日 至 平成22年３月19日	自 平成22年３月20日 至 平成23年３月18日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額等、又は投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券 同左
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（１口当たり情報に関する注記）

（平成22年3月19日現在）		（平成23年3月18日現在）	
１口当たり純資産額	0.8870 円	１口当たり純資産額	0.7304 円
（１万口当たり純資産額	8,870 円）	（１万口当たり純資産額	7,304 円）

（２）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額	備考
国債証券	USドル	1.875% US TREASURY 20140228	6,000,000.00	6,153,750.00	
		USドル 小計	6,000,000.00	6,153,750.00 (500,607,562)	
	カナダドル	6% CANADA-GOV'T 20110601	7,200,000.00	7,271,568.00	
		カナダドル 小計	7,200,000.00	7,271,568.00 (601,649,536)	
	オーストラリアドル	6.5% AUSTRALIAN GOVT. 20130515	10,900,000.00	11,294,765.30	
		オーストラリアドル 小計	10,900,000.00	11,294,765.30 (908,663,868)	
	英ポンド	5% UK TREASURY 20120307	3,250,000.00	3,382,015.00	
		英ポンド 小計	3,250,000.00	3,382,015.00 (443,077,785)	
	ユーロ	5% DEUTSCHLAND REP 20120104	4,100,000.00	4,229,646.10	
		ユーロ 小計	4,100,000.00	4,229,646.10 (482,095,062)	
		国債合計		2,936,093,813 (2,936,093,813)	
合計				2,936,093,813 (2,936,093,813)	

注）１.各種通貨ごとの小計の欄におけるカッコ内の金額は、邦貨換算額であります。
２.合計欄におけるカッコ内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
３.邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。
４.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
ＵＳドル	国債証券 1銘柄	100.00 %	17.05 %
カナダドル	国債証券 1銘柄	100.00 %	20.49 %
オーストラリアドル	国債証券 1銘柄	100.00 %	30.95 %
英ポンド	国債証券 1銘柄	100.00 %	15.09 %
ユーロ	国債証券 1銘柄	100.00 %	16.42 %

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２．「HC Focus Fund」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同信託の委託会社であるHoriko Capital Management LLCからの情報に基づき、平成21年12月31日及び平成22年12月31日の状況を掲載したものです。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

（１）貸借対照表

区分	注記番号	（平成21年12月31日現在）	（平成22年12月31日現在）
		金額（USD）	金額（USD）
資産の部			
流動資産			
有価証券		22,374,256.00	38,159,096.00
現金		842,449.00	13,414,675.00
デリバティブ債権		1,641,000.00	2,040,625.00
未収金		2,111,761.00	―
その他資産		14,900.00	―
未収配当金		―	68,581.00
流動資産合計		26,984,366.00	53,682,977.00
資産合計		26,984,366.00	53,682,977.00
負債の部			
流動負債			
信用売証券		1,974,807.00	9,911,483.00
信用取引証拠金		―	9,315,499.00
未払マネージメント・フィー		84,554.00	114,448.00
未払成功報酬		70,549.00	413,449.00
未払費用		14,920.00	―
その他未払金および未払費用		―	37,883.00
流動負債合計		2,144,830.00	19,792,762.00
負債合計		2,144,830.00	19,792,762.00
純資産の部			
元本等			
元本		21,062,973.20	26,425,000.00
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		3,776,562.80	7,465,215.00
元本等合計		24,839,536.00	33,890,215.00
純資産合計		24,839,536.00	33,890,215.00
負債純資産合計		26,984,366.00	53,682,977.00

（１口当たり情報に関する注記）

（平成21年12月31日現在）		（平成22年12月31日現在）	
１口当たり純資産額	USD 1,179.30	１口当たり純資産額	USD 1,282.51

（２）有価証券組入明細
（ＵＳドル建て）

種類/銘柄	数量	評価額	純資産比率（%）
株式			
アメリカ			
Communications		1,526,466.00	4.50
Consumer, non-cyclical			
Lorillard, Inc	29,646	2,432,751.00	7.20
Financial			
CIT Group, Inc	47,245	2,225,239.00	6.60
Funds			
SPDR Gold Trust	51,114	7,090,534.00	20.90
Market Vectors Gold Miners	27,382	1,683,172.00	5.00
Technology			
EMC Corporation	210,573	4,822,122.00	14.20
TeraData Corporation	58,510	2,408,272.00	7.10
フランス			
Basic Materials			
Arkema	36,677	2,644,396.00	7.80
Consumer, Cyclical			
Renault SA	65,934	3,838,704.00	11.30
日本			
Financial			
Dai-Ichi Life Insurance	1,109	1,802,719.00	5.30
オランダ			
Technology			
NXP Semiconductors NV	107,700	2,254,161	6.70
イギリス			
Communications			
Vodafone Group, PLC	147,873	3,909,762.00	11.50
合計		36,638,298.00	108.10
転換社債			
アメリカ			
Consumer, Discretionary		1,520,798	4.50
合計		1,520,798	4.50
デリバティブ取引			
オプション買い			
プットオプション買い			
アメリカ			
S&P ETF Trust Put 110 12/22/2012	1,861	1,972,660.00	5.80
その他		67,965.00	0.20
合計		2,040,625	6.00
信用売証券			
株式			
アメリカ			
Communicaions		1,196,187.00	3.50

Consumer, Non-cyclical		1,132,594.00	3.30
Technology			
VMware, Inc. Class A	33,891	3,013,249.00	8.90
カナダ			
Consumer, Non-cyclical		840,726.00	2.50
日本			
Consumer, Cyclical			
Nissan Motor Co. Ltd	312,079	2,973,005	8.80
スイス			
Industrial		755,722	2.20
合計		9,911,483	29.20

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成23年3月末日

Ⅰ　資産総額	731,497,034	円
Ⅱ　負債総額	1,185,335	円
Ⅲ　純資産総額　（Ⅰ－Ⅱ）	730,311,699	円
Ⅳ　発行済数量	820,613,878	口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8900	円
（１万口当たりの純資産額	8,900	円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

A 名義書換

該当するものはありません。

B 受益者等名簿

作成しません。

C 受益者等に対する特典

該当するものはありません。

D 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

E 受益者集会等

該当するものは存在しません。

F 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

G 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

H 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法の定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

I 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

j 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】
第１【委託会社等の概況】
１【委託会社等の概況】

Ａ 資本金の額（平成23年3月末現在）

資本金　　4億5,000万円
発行株式総数　　50,000株
発行済株式総数　　9,000株
株式　　記名式・額面100,000円

＜最近5年間における資本金の額の増減＞

平成17年 3月30日に8億500万円の減資
平成17年 3月30日に3億1,000万円の増資
平成21年 6月30日に4億5,000万円の増資
平成22年 2月 5日に4億5,000万円の減資

Ｂ 委託会社等の機構

（1）経営体制

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとしない時もしくは議長となろうとしない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

（2）運用体制

①運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（10名程度）
原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

・内部管理委員会（7名程度）
原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名程度）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

②意思決定プロセス

Ａ 運用部門（5名程度）が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
Ｂ 上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。
Ｃ ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
Ｄ 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

※上記の委託会社の運用体制等は平成23年3月末現在の内容であり、今後変更される場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成23年3月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	71	3,091
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	30	759
単位型公社債投資信託	29	528
合計	130	4,379

※純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。また、第13期中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第11期 （平成21年３月31日現在）		第12期 （平成22年３月31日現在）	
資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	＊２		142,714		650,883
前払費用			19,706		21,476
未収委託者報酬			365,880		630,040
未収運用受託報酬			94,114		79,709
未収投資助言報酬			61,005		68,017
未収収益			16,411		16,185
未収入金			29,222		8,019
未収還付法人税等			45,879		―
流動資産計			774,935		1,474,334
固定資産					
有形固定資産			105,913		96,126
建物	＊１	102,111		93,220	
器具備品	＊１	3,801		2,905	
無形固定資産			2,824		2,288
ソフトウェア		1,699		1,163	
その他		1,124		1,124	
投資その他の資産			157,915		157,154
長期差入保証金		151,715		151,154	
投資有価証券		6,000		―	
その他		200		6,000	
固定資産計			266,653		255,568
資産合計			1,041,588		1,729,903

期別		第11期 （平成21年３月31日現在）		第12期 （平成22年３月31日現在）	
負債の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			16,396		78,131
未払金			353,734		544,232
未払手数料		171,818		313,366	
未払委託調査費		152,884		196,124	
その他未払金		29,032		34,742	
未払費用			53,856		57,143
賞与引当金			43,709		41,815
役員賞与引当金			7,631		5,179
未払法人税等			—		3,895
流動負債計			475,328		730,397
固定負債					
退職給付引当金			304,191		347,596
役員退職慰労引当金			43,790		10,050
固定負債計			347,981		357,646
負債合計			823,310		1,088,043
純資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			37,200		457,777
資本準備金		37,000		7,777	
その他資本剰余金		200		450,000	
利益剰余金			△268,923		△265,918
利益準備金		75,500		75,500	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△344,423		△341,418	
株主資本合計			218,277		641,859
純資産合計			218,277		641,859
負債・純資産合計			1,041,588		1,729,903

（２）【損益計算書】

期別		第11期 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日		第12期 自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日	
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			2,912,661		2,287,627
運用受託報酬			189,624		228,150
投資助言報酬			210,935		214,404
その他営業収益			69,521		63,660
営業収益計			3,382,743		2,793,843
営業費用					
支払手数料			1,342,714		1,058,102
広告宣伝費			34,680		7,306
調査研究費			62,550		51,923
委託調査費			630,546		513,358
委託計算費			108,158		97,072
営業雑経費			88,521		53,136
印刷費		85,007		49,900	
協会費		3,514		3,235	
営業費用計			2,267,170		1,780,901
一般管理費					
給料			821,408		825,549
役員報酬		81,717		72,320	
給料・手当		608,765		605,972	
賞与		130,925		147,256	
業務委託費			125,807		105,244
交際費			2,879		549
旅費交通費			34,404		16,160
事業税			4,414		5,135
租税公課			1,840		8,132
不動産賃借料			208,180		211,357
賞与引当金繰入額			43,709		41,815
役員賞与引当金繰入額			7,631		5,179
退職金			410		―
退職給付費用			71,250		55,464
役員退職慰労金			―		3,594
役員退職慰労引当金繰入額			4,915		10,050
固定資産減価償却費			10,516		10,613
諸経費			83,308		70,134
一般管理費計			1,420,675		1,368,979
営業利益又は営業損失（△）			△305,103		△356,037
営業外収益					
受取利息	＊１	1,582		562	
受取違約金		3,256		13,026	
雑益		1,130		2,189	
営業外収益計			5,969		15,778
営業外費用					
雑損失			―		208
経常利益又は経常損失（△）			△299,133		△340,468
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）			△299,133		△340,468
法人税、住民税及び事業税		1,744		950	
法人税等調整額		49,775	51,519	―	950
当期純利益又は当期純損失（△）			△350,652		△341,418

（３）【株主資本等変動計算書】

第11期
自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日

（単位：千円）

株主資本			
資本金	前期末残高		450,000
	当期変動額		—
	当期末残高		450,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高		37,000
	当期変動額		—
	当期末残高		37,000
その他資本剰余金	前期末残高		200
	当期変動額		—
	当期末残高		200
資本剰余金合計	前期末残高		37,200
	当期変動額		—
	当期末残高		37,200
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		75,500
	当期変動額		—
	当期末残高		75,500
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高		6,229
	当期変動額	剰余金の配当	—
		当期純損失	△350,652
	当期末残高		△344,423
利益剰余金合計	前期末残高		81,729
	当期変動額		△350,652
	当期末残高		△268,923
株主資本合計	前期末残高		568,930
	当期変動額		△350,652
	当期末残高		218,277
純資産合計	前期末残高		568,930
	当期変動額		△350,652
	当期末残高		218,277

第12期
自　平成21年４月１日
至　平成22年３月31日

（単位：千円）

株主資本			
資本金	前期末残高		450,000
	当期変動額	新株の発行	450,000
		その他資本剰余金へ振替	△450,000
	当期変動額合計		―
	当期末残高		450,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高		37,000
	当期変動額	新株の発行	315,000
		その他利益剰余金へ振替	△344,223
	当期変動額合計		△29,223
	当期末残高		7,777
その他資本剰余金	前期末残高		200
	当期変動額	その他利益剰余金へ振替	△200
		資本金から振替	450,000
	当期変動額合計		449,800
	当期末残高		450,000
資本剰余金合計	前期末残高		37,200
	当期変動額		420,577
	当期末残高		457,777
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		75,500
	当期変動額		―
	当期末残高		75,500
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高		△344,423
	当期変動額	剰余金の配当	―
		資本剰余金から振替	344,423
		当期純損失	△341,418
	当期変動額合計		3,005
	当期末残高		△341,418
利益剰余金合計	前期末残高		△268,923
	当期変動額		3,005
	当期末残高		△265,918
株主資本合計	前期末残高		218,277
	当期変動額		423,582
	当期末残高		641,859
純資産合計	前期末残高		218,277
	当期変動額		423,582
	当期末残高		641,859

重要な会計方針

期別 項目	第11期 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日	第12期 自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他の有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	その他の有価証券 同左
２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
３．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
４．その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。

会計方針の変更

第11期 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日	第12期 自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日
（リース取引に関する会計基準等） 当事業年度より平成19年３月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。	―

表示方法の変更

第11期 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日	第12期 自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日
（貸借対照表） 前事業年度に流動資産に表示しておりました「未収投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「未収運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「未収投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「未収運用受託報酬」は88,882千円、「未収投資助言報酬」は268,797千円であります。 前事業年度に流動負債の「未払手数料」に含めて表示しておりました「未払委託調査費」は、重要性が増したため当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「未払委託調査費」は300,515千円であります。 （損益計算書） 前事業年度まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「運用受託報酬」は270,544千円、「投資助言報酬」は239,080千円であります。 前事業年度において営業費用の「支払手数料」に含めて表示しておりました「委託調査費」については、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「委託調査費」は704,328千円、であります。	―

注記事項

（貸借対照表関係）

第11期 （平成21年３月31日現在）	第12期 （平成22年３月31日現在）
＊１　有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 建物　12,189千円 器具備品　7,234千円 ＊２　関係会社項目 預金　62,244千円	＊１　有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 建物　21,080千円 器具備品　8,009千円 ＊２　関係会社項目 預金　449,400千円

（損益計算書関係）

第11期 自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日	第12期 自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日
＊１　関係会社取引項目 受取利息　1,400千円	＊１　関係会社取引項目 受取利息　470千円

（株主資本等変動計算書関係）

第11期
自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	4,500	－	－	4,500

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当り 配当額（円）	基準日	効力発生日
－	－	－	－	－	－

(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

－

第12期
自　平成21年４月１日
至　平成22年３月31日

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	4,500	4,500	－	9,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当り 配当額（円）	基準日	効力発生日
－	－	－	－	－	－

(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

－

（リース取引関係）

第11期 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日	第12期 自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日
リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。	(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。 (2) オペレーティング・リース取引（借主側）は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 １年内　139,855千円 １年超　221,437千円 合計　361,292千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

第12期 自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。 当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは利用しておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。長期差入保証金は信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスク 営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、総務・業務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。 ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク） 当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。 ③流動性リスク 当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第12期
自 平成21年４月１日
至 平成22年３月31日

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	650,883	650,883	－
(2) 未収委託者報酬	630,040	630,040	－
(3) 長期差入保証金	151,154	147,695	3,459
資産計	1,432,077	1,428,618	3,459
(1) 未払手数料	313,366	313,366	－
(2) 未払委託調査費	196,124	196,124	－
負債計	509,490	509,490	－

（注１）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬

営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負債

(1) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
預金	650,883	－	－	－
未収委託者報酬	630,040	－	－	－
長期差入保証金	－	151,154	－	－

追加情報

当事業年度より「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

第11期（平成21年３月31日現在）	第12期（平成22年３月31日現在）
(1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。 (2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式　6,000千円	重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第11期 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日	第12期 自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第11期 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日	第12期 自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日
１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	１．採用している退職給付制度の概要 同左
２．退職給付債務	２．退職給付債務
(1) 退職給付債務　304,191千円 (2) 退職給付引当金　304,191千円	(1) 退職給付債務　347,596千円 (2) 退職給付引当金　347,596千円
３．退職給付費用	３．退職給付費用
勤務費用　71,250千円	勤務費用　55,464千円

（税効果会計関係）

第11期 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日	第12期 自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金超過額　123,775	退職給付引当金超過額　141,437
賞与引当金　17,785	賞与引当金　19,121
役員退職慰労引当金超過額　17,818	役員退職慰労引当金超過額　4,089
未払費用　3,575	未払費用　4,014
その他　1,368	その他　3,963
繰越欠損金　96,278	繰越欠損金　206,460
繰延税金資産小計　260,602	繰延税金資産小計　379,084
評価性引当金　△260,602	評価性引当金　△ 379,084
繰延税金資産合計　－	繰延税金資産合計　－
繰延税金負債　－	繰延税金負債　－
繰延税金資産の純額　－	繰延税金資産の純額　－
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。

（関連当事者関係）

１．関連当事者との取引

第11期（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,198百万ユーロ	銀行業	直接0.0%間接99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注１）	－	預金	62,244

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

追加情報

当事業年度より「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

第12期（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,369百万ユーロ	銀行業	直接0.0%間接99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注１）	－	預金	449,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメント ブラジル	Commissao de Valores Mobiliarios	2,369百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払（注２）	331,610	未払委託調査費	144,534

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注２）委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

２．親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

（１株当たり情報）

第11期 自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日		第12期 自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日	
１株当たり純資産	48,506円	１株当たり純資産	71,317円
１株当たり当期純損失	77,922円	１株当たり当期純損失	43,272円
損益計算書上の当期純損失	350,652千円	損益計算書上の当期純損失	341,418千円
１株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	350,652千円	１株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	341,418千円
差額	―	差額	―
期中平均株式数・普通株式	4,500株	期中平均株式数・普通株式	7,890株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第11期 自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日	第12期 自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日
該当ありません。	（吸収合併） ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年５月12日付で吸収合併契約を締結しております。 (1) 企業結合の概要 １）結合当事企業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 事業の規模 被結合企業の直前期（平成21年12月期）の概要 営業収益　3,618,439千円 当期純損失　96,515千円 総資産額　3,661,567千円 総負債額　1,838,461千円 純資産額　1,823,106千円 従業員数　59名 ２）企業結合日 合併効力発生日については、平成22年７月１日を予定しております。 ３）企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併 ４）企業結合後の名称 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 ５）取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行う予定です。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。 (2) 実施する会計処理の概要 当該合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

次へ

(1) 中間貸借対照表

期別		第13期中間会計期間末 （平成22年９月30日現在）	
資産の部			
科目	注記番号	内訳	金額
流動資産			千円
預金			813,555
前払費用			23,582
未収委託者報酬			1,192,594
未収運用受託報酬			242,031
未収投資助言報酬			172,277
未収収益			934,407
未収入金			76,611
立替金			16,861
その他流動資産			9,979
貸倒引当金			△18,954
流動資産計			3,462,943
固定資産			
有形固定資産	＊1		
建物			124,229
器具備品			8,758
有形固定資産計			132,987
無形固定資産			
ソフトウェア			3,349
のれん			305,000
その他			2,291
無形固定資産計			310,641
投資その他の資産			
長期差入保証金			373,549
その他			7,000
投資その他の資産計			380,549
固定資産計			824,178
資産合計			4,287,124

期別		第13期中間会計期間末 （平成22年９月30日現在）	
負債の部			
科目	注記番号	内訳	金額
流動負債			千円
預り金			57,342
未払手数料			755,318
未払委託調査費			283,515
その他未払金			31,297
未払費用			543,311
未払法人税等			1,037
未払消費税等	＊２		15,713
賞与引当金			265,457
役員賞与引当金			37,125
関係会社借入金			600,000
資産除去債務			74,000
流動負債計			2,664,119
固定負債			
退職給付引当金			421,150
役員退職慰労引当金			16,983
固定負債計			438,134
負債合計			3,102,253
純資産の部			
科目	注記番号	内訳	金額
株主資本			
資本金			450,000
資本剰余金			
資本準備金		7,777	
その他資本剰余金		1,907,867	
資本剰余金合計			1,915,644
利益剰余金			
利益準備金		75,500	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		△1,256,273	
利益剰余金合計			△1,180,773
株主資本合計			1,184,871
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			0
評価・換算差額等合計			0
純資産合計			1,184,871
負債・純資産合計			4,287,124

(2) 中間損益計算書

期別		第13期中間会計期間 （自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日）	
科目	注記番号	内訳	金額
営業収益			千円
委託者報酬			1,735,772
運用受託報酬			235,753
投資助言報酬			87,262
その他営業収益			432,395
営業収益計			2,491,185
営業費用			
支払手数料			927,988
広告宣伝費			19,056
調査研究費			46,067
委託調査費			336,237
委託計算費			104,116
営業雑経費			57,396
印刷費		54,731	
協会費		2,664	
営業費用計			1,490,862
一般管理費			
給料			530,553
役員報酬		43,990	
給料・手当		486,563	
業務委託費			61,462
交際費			955
旅費交通費			22,397
事業税			3,893
租税公課			4,906
不動産賃借料			131,807
賞与引当金繰入額			138,989
役員賞与引当金繰入額			16,750
退職給付費用			45,687
役員退職慰労金			2,000
役員退職慰労引当金繰入額			1,100
固定資産減価償却費	＊１		6,241
のれん償却費			26,142
諸経費			112,738
一般管理費計			1,105,625
営業利益又は営業損失（△）			△105,302
営業外収益			
受取利息			205
為替差益			33,238
雑収入			7,250
営業外収益計			40,694
営業外費用			
支払利息			946
雑損失			1,830
営業外費用計			2,777
経常利益又は経常損失（△）			△67,385
特別損失			
固定資産除却損			397
特別損失計			397
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△）			△67,781
法人税、住民税及び事業税			1,145
法人税等調整額			353,209
法人税等合計			354,354
中間純利益又は中間純損失（△）			△ 422,136

(3) 中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

第13期中間会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日）			
株主資本			
資本金	前期末残高		450,000
	当中間期変動額		―
	当中間期末残高		450,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高		7,777
	当中間期変動額		―
	当中間期末残高		7,777
その他資本剰余金	前期末残高		450,000
	当中間期変動額	企業結合による増加	1,457,867
	当中間期変動額合計		1,457,867
	当中間期末残高		1,907,867
資本剰余金合計	前期末残高		457,777
	当中間期変動額		1,457,867
	当中間期末残高		1,915,644
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		75,500
	当中間期変動額		―
	当中間期末残高		75,500
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高		△341,418
	当中間期変動額	企業結合による増加	△492,718
		中間純利益又は中間純損失（△）	△422,136
		当中間期変動額合計	△914,854
	当中間期末残高		△1,256,273
利益剰余金合計	前期末残高		△265,918
	当中間期変動額		△914,854
	当中間期末残高		△1,180,773
株主資本合計	前期末残高		641,859
	当中間期変動額		543,013
	当中間期末残高		1,184,871
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高		―
	当中間期末残高		0
	当中間期末残高		0
純資産合計	前期末残高		641,859
	当中間期変動額		543,013
	当中間期末残高		1,184,871

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第13期中間会計期間 自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日	
１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウエア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。 また、のれんについては５年間の期間均等償却にしております。
３．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員への退職金の支払に備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金の当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
５．その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更）

第13期中間会計期間 自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日
（企業結合に関する会計基準等の適用） 当中間会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）を適用しております。 （資産除去債務に関する会計基準） 当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年３月31日）を適用しております。これに伴う営業利益、経常利益及び税引前中間純損失に与える影響額はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第13期中間会計期間末 （平成22年９月30日現在）
＊１ 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 建物　26,151千円 器具備品　18,844千円 ＊２ 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

第13期中間会計期間 自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日
＊１ 減価償却実施額 有形固定資産　5,970千円 無形固定資産　270千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第13期中間会計期間
自 平成22年４月１日
至 平成22年９月30日

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
普通株式	9,000	－	－	9,000

２．配当に関する事項　　該当事項はありません。

（リース取引関係）

第13期中間会計期間
自 平成22年４月１日
至 平成22年９月30日

１．ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。
２．オペレーティング・リース取引（借主側）は次の通りであります。
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる
未経過リース料

１年内	341,522千円
１年超	554,845千円
合 計	896,368千円

（金融商品関係）

第13期中間会計期間末
（平成22年９月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項
平成22年９月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。（単位：千円）

科　目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	813,555	813,555	―
未収委託者報酬	1,192,594	1,192,594	―
未収運用受託報酬	242,031		
貸倒引当金（＊１）	△18,954		
	223,076	223,076	―
未収投資助言報酬	172,277	172,277	―
未収収益	934,407	934,407	―
未収入金	76,611	76,611	―
長期差入保証金	373,549	361,679	11,869
資産計	3,786,072	3,774,203	11,869
未払手数料	755,318	755,318	―
未払委託調査費	283,515	283,515	―
その他未払金	31,297	31,297	―
未払費用	543,311	543,311	―
関係会社借入金	600,000	600,000	―
負債計	2,213,443	2,213,443	―

（＊１）未収運用受託報酬に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

（注１）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 関係会社借入金

借入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の償還予定額

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預　金	813,555	―	―	―
未収委託者報酬	1,192,594	―	―	―
未収運用受託報酬	242,031	―	―	―
未収投資助言報酬	172,277	―	―	―
未収収益	934,407	―	―	―
未収入金	76,611	―	―	―
長期差入保証金	―	373,549	―	―

（有価証券関係）

第13期中間会計期間末 （平成22年９月30日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第13期中間会計期間末 （平成22年９月30日現在）
該当事項はありません。

（企業結合等関係）

第13期中間会計期間 自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日
（吸収合併） ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年５月12日付で合併契約を締結し、平成22年５月12日に開催した取締役会の承認をもって、平成22年７月１日に合併いたしました。 (1) 企業結合の概要 １）結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 ２）企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併 ３）企業結合後の名称 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（合併後の新商合：ＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社） ４）取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメントの日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併いたしました。 なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。 (2) 実施する会計処理の概要 本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する運用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

（資産除去債務関係）

第13期中間会計期間 自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日
当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該資産除去債務はBNPパリバ証券会社東京支店が負担する可能性が高いため、関連する除去費用の費用配分を行っておりません。

（セグメント情報等）

第13期中間会計期間
自 平成22年４月１日
至 平成22年９月30日

（セグメント情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,735,772	323,016	432,395	2,491,185

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益　（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
1,959,326	284,001	98,710	149,148	2,491,185

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(4) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の合計が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ＢＮＰパリバ・ブラジル株式オープン	554,211	なし

（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

第13期中間会計期間 自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日
●１株当たり純資産額　131,652円 ●１株当たり中間純損失　46,904円 １株当たり中間純損失の算定上の基礎 中間損益計算書上の中間純損失　422,136千円 普通株式に係る中間純損失　422,136千円 普通株主に帰属しない金額　－ 期中平均株式数　普通株式 9,000 なお、潜在株式調整後１株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。

次へ

（参考情報）フォルティス・アセットマネジメント株式会社の財務諸表

１．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき第18期事業年度（平成20年１月１日から平成20年12月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。また、第19期事業年度（平成21年１月１日から平成21年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第18期事業年度　あずさ監査法人
第19期事業年度　有限責任監査法人トーマツ

財務諸表

（１）貸借対照表

（単位：千円）

	前事業年度 （平成20年12月31日）	当事業年度 （平成21年12月31日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,677,352	166,604
有価証券		871,462
未収委託者報酬	634,540	544,883
未収運用受託報酬	316,391	195,869
未収投資助言報酬	24,696	164,540
未収収益	119,251	449,462
繰延税金資産	88,913	444,568
前払費用	23,367	21,052
立替金	29,844	47,198
未収還付法人税等	108,358	－
未収還付消費税等	44,158	－
その他流動資産	26,053	24,354
貸倒引当金	－	△ 18,954
流動資産計	3,092,928	2,911,043
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備 ＊１	124,013	96,630
工具器具備品 ＊１	67,263	38,381
有形固定資産計	191,276	135,012
無形固定資産		
電話加入権	1,166	1,166
ソフトウェア	401	1,676
のれん	488,000	383,428
無形固定資産計	489,568	386,271
投資その他の資産		
長期差入保証金	229,414	228,240
投資有価証券	773	999
繰延税金資産	355,655	－
投資その他の資産計	585,842	229,239
固定資産計	1,266,687	750,524
資産合計	4,359,616	3,661,567
負債の部		
流動負債		
未払手数料	586,869	437,743
未払費用	105,551	94,574
関係会社未払金 ＊２	26,894	82,989
未払法人税等	－	8,302
未払消費税等	－	17,500
預り金	44,213	44,131
賞与引当金	277,225	286,621
関係会社借入金 ＊２	1,300,000	800,000

その他流動負債	85,318	―
流動負債計	2,426,073	1,771,864
固定負債		
退職給付引当金	13,921	66,596
固定負債計	13,921	66,596
負債合計	2,439,994	1,838,461
純資産の部		
株主資本		
資本金 ＊３	400,000	400,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,057,867	1,057,867
資本剰余金計	1,057,867	1,057,867
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	461,754	365,239
利益剰余金計	461,754	365,239
株主資本計	1,919,621	1,823,106
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	―	0
評価・換算差額等合計	―	0
純資産合計	1,919,621	1,823,106
負債・純資産合計	4,359,616	3,661,567

（２）損益計算書

（単位：千円）

	前事業年度 (自　平成20年１月１日 至　平成20年12月31日)	当事業年度 (自　平成21年１月１日 至　平成21年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,798,129	1,784,656
運用受託報酬	654,464	472,074
投資助言報酬	12,105	461,446
その他営業収益　＊４	234,429	900,262
営業収益計	2,699,129	3,618,439
営業費用		
支払手数料	725,063	1,007,339
公告宣伝費	6,331	760
広告宣伝費	2,403	72,429
受益証券発行費	35,905	32,343
調査費		
調査費	117,182	154,689
委託調査費	618,330	504,396
委託計算費	48,331	49,872
営業雑経費		
通信費	16,514	29,516
協会費	1,830	3,418
その他	1,618	3,852
営業費用計	1,573,512	1,858,617
一般管理費		
給料		
役員報酬	60,940	96,358
給料・手当	546,600	829,363
賞与	17,153	31,996
賞与引当金繰入額	150,056	286,621
交際費	6,984	7,467
旅費交通費	39,358	29,273
租税公課	3,235	11,538
不動産賃借料	112,694	215,979
退職給付費用	19,243	66,205
固定資産減価償却費	23,081	58,713
のれん償却費	34,857	104,571
貸倒引当金繰入	―	18,954
諸経費	243,857	182,993
一般管理費計	1,258,061	1,940,037
営業損失（△）	△132,445	△180,215
営業外収益		
受取利息	1,700	7
有価証券利息	―	2,386
投資有価証券売却益	―	82
為替差益	―	18,792
雑収入	21,682	34,606

営業外収益計	23,382	55,876
営業外費用		
支払利息 ＊１	21,903	16,599
支払保証料	150	―
投資有価証券売却損	4,294	1,332
投資有価証券評価損	1,226	―
為替差損	42,385	―
雑損失	3,078	11,449
営業外費用計	73,038	29,382
経常損失（△）	△182,101	△153,720
特別利益		
退職給付引当金戻入益	12,706	―
過年度組織改編関連費用修正益 ＊５	―	59,495
特別利益計	12,706	59,495
特別損失		
固定資産除却損 ＊３	10,487	―
本社移転関連費用	61,627	―
組織改編関連費用	161,104	―
退職給付制度間の移行に伴う損失	44,881	―
特別損失計	278,101	―
税引前当期純損失（△）	△447,497	△94,225
法人税、住民税及び事業税 ＊２	1,205	2,290
法人税等調整額	1,481,774	―
法人税等合計	1,482,980	2,290
当期純損失（△）	△1,930,477	△96,515

（３）株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	前事業年度 (自　平成20年１月１日 至　平成20年12月31日)	当事業年度 (自　平成21年１月１日 至　平成21年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	400,000	400,000
当期末残高	400,000	400,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		
前期末残高	41,006	1,057,867
当期変動額		
企業結合による増加	1,016,861	―
当期末残高	1,057,867	1,057,867
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	599,734	461,754
当期変動額		
企業結合による増加	1,792,497	―
当期純損失（△）	△1,930,477	△ 96,515
当期変動額合計	△137,979	△ 96,515
当期末残高	461,754	365,239
株主資本合計		
前期末残高	1,040,740	1,919,621
当期変動額		
企業結合による増加	2,809,358	
当期純損失（△）	△1,930,477	△ 96,515
当期変動額合計	878,881	△ 96,515
当期末残高	1,919,621	1,823,106
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△749	―
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	749	0
当期末残高	―	0
純資産合計		
前期末残高	1,039,990	1,919,621
当期変動額		
企業結合による増加	2,809,358	―
当期純損失（△）	△1,930,477	△ 96,515
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	749	―
当期変動額合計	879,630	△ 96,515
当期末残高	1,919,621	1,823,106

重要な会計方針

期別 科目	第18期 自 平成20年１月１日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年１月１日 至 平成21年12月31日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券 ① 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 ② 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) その他有価証券 ① 時価のあるもの 同左 ② 時価のないもの 同左
２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 ① 平成19年３月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 ② 平成19年４月１日以降に取得したもの 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次の通りです 建物附属設備 10年～15年 工具器具備品 ４年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。 また、のれんについては、５年間の期間均等償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
３．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支払見込額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左

	(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金について、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております（簡便法）。 （追加情報） 当社は平成20年10月１日に退職給付制度を改正し、確定給付型制度から確定拠出型制度（キャッシュバランスプラン）へ移行しました。当該確定給付年金制度へ移行しました。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号）を適用しております。新制度への移行に伴う過去勤務債務は発生していません。本移行に際し支払われた金額と旧制度終了時における退職給付引き当て基金の差額44,881千円は特別損失に「退職給付制度紺の移行に伴う損失」として計上しております。	(2) 退職給付引当金 同左 ―――――
	―――――	(3) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
４．リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年１月１日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
５．その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

会計処理方法の変更

第18期 自　平成20年１月１日 至　平成20年12月31日	第19期 自　平成21年１月１日 至　平成21年12月31日
（リース取引に関する会計基準） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会　会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借契約に係る方法に準じた会計処理を適用しております。なお、これによる影響額は軽微であります。	――――――

表示方法の変更

第18期 自　平成20年１月１日 至　平成20年12月31日	第19期 自　平成21年１月１日 至　平成21年12月31日
平成19年12月19日に「投資運用業等統一経理基準（旧 投資顧問業統一経理基準の制定について）」が改定されたことに伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 （貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。 なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」は131,246千円であり、「未収投資助言報酬」は、該当ございません。 （損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しております。 なお、前事業年度における「運用受託報酬」は363,042千円であり、「投資助言報酬」は該当ございません。	――――――

注記事項

（貸借対照表関係）

第18期 （平成20年12月31日現在）	第19期 （平成21年12月31日現在）
＊１　有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　8,201千円 工具器具備品　35,487	＊１　有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　35,585千円 工具器具備品　66,671
＊２　関係会社に対する資産及び負債 関係会社借入金　1,300,000千円 関係会社未払金　26,894	＊２　関係会社に対する資産及び負債 関係会社借入金　800,000千円 関係会社未払金　82,989
＊３　授権株式数及び発行済株式総数 授権株式数　普通株式　13,000株 発行済株式総数　普通株式　8,000株	＊３　授権株式数及び発行済株式総数 同左

注記事項

（損益計算書関係）

第18期 自 平成20年１月１日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年１月１日 至 平成21年12月31日
＊１ 関係会社との取引 支払利息　21,903千円	＊１ 関係会社との取引 支払利息　16,599千円
＊２ 法人税等 法人税等1,205千円は法人住民税であります。	＊２ 法人税等 法人税等2290千円は法人住民税であります。
＊３ 固定資産除却損 内訳は次の通りであります。 建物附属設備　6,365千円 工具器具備品　3,985 無形固定資産　136	＊３ 固定資産除却損 ――――――
	＊４ その他営業収益の内訳は次の通りであります。 兼業による報酬　900,262千円
	＊５ 特別利益に計上された過年度組織改編関連費用修正益は、昨年度に引当計上を行った企業結合に伴う組織改編関連費用が必要なくなったため戻入れたことによるものです。

（株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式に関する事項

第18期（自 平成20年１月１日 至 平成20年12月31日）

株式の種類	前事業年度末株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式	8,000株	―	―	8,000株

第19期（自 平成21年１月１日 至 平成21年12月31日）

株式の種類	前事業年度末株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式	8,000株	―	―	8,000株

２．自己株式に関する事項
該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

４．配当に関する事項
該当事項はありません。

（リース取引関係）

第18期 自　平成20年１月１日 至　平成20年12月31日	第19期 自　平成21年１月１日 至　平成21年12月31日
１．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 重要性が乏しいため、記載を省略しております。	１．　　同左 ２．オペレーティング・リース取引 （借主側） 未経過リース料 １年以内　179,141千円 １年超　554,586 合計　733,727

（有価証券関係）

１．その他有価証券で時価のあるもの

第18期（自　平成20年１月１日　至　平成20年12月31日）

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	―	―	―
	小計	―	―	―
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,000	773	△1,226
	小計	2,000	773	△1,226
合計		2,000	773	△1,226

投資有価証券は、時価が著しく低下したことにより、1,226千円の減損処理をしております。

第19期（自　平成21年１月１日　至　平成19年12月31日）

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	―	―	―
	小計	―	―	―
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,000	999	△0
	小計	1,000	999	△0
合計		1,000	999	△0

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

第18期（自 平成20年１月１日 至 平成20年12月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
90,000	－	4,294

第19期（自 平成21年１月１日 至 平成21年12月31日）

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため記載を省略しております。

３．時価評価されていない有価証券の内容

第18期（自 平成20年１月１日 至 平成20年12月31日）

	貸借対照表計上額（千円）
－	－

第19期（自 平成21年１月１日 至 平成21年12月31日）

	貸借対照表計上額（千円）
１．その他有価証券 ＭＭＦ	871,462

（退職給付関係）

第18期 自　平成20年１月１日 至　平成20年12月31日	第19期 自　平成21年１月１日 至　平成21年12月31日
１．採用している退職給付制度の概要 当社は平成20年10月１日に従来の確定給付型の制度として退職一時金制度から確定給付型（キャッシュバランスプラン）および確定拠出年金制度に移行しております。なお、この移行に伴い、旧制度に基づき会社都合で算出した退職金を全額支給しております。	１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、確定給付型（キャッシュバランスプラン）および確定拠出年金制度を採用しております。
２．退職給付債務に関する事項 退職給付債務　13,921千円 退職給付引当金　13,921千円 （注）当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。	２．退職給付債務に関する事項 退職給付債務　66,596千円 退職給付引当金　66,596千円 （注）当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。
３．退職給付費用に関する事項 勤務費用　19,243千円 退職給付費用　19,243千円	３．退職給付費用に関する事項 勤務費用　66,205千円 退職給付費用　66,205千円
４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。	４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第18期
自　平成20年１月１日
至　平成20年12月31日

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	千円
繰延税金資産	
税務上の営業権計上額	1,394,379
繰越欠損金	552,440
賞与引当金損金不算入額	112,802
組織改編関連費用損金不算入額	34,716
未払費用損金不算入	22,273
退職給付引当金損金不算入額	5,664
その他	1,880
繰延税金資産小計	2,124,157
評価性引当額	△1,671,008
繰延税金資産合計	453,148
繰延税金負債	
未収事業税	△8,580
繰延税金資産の純額	444,568

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	40.7
（調整）	
評価性引当額の変動	△367.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	△2.5
住民税均等割	△0.3
その他	△2.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△331.3

第19期
自　平成21年１月１日
至　平成21年12月31日

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	千円
繰延税金資産	
税務上の営業権計上額	1,044,041
繰越欠損金	951,374
賞与引当金損金不算入額	116,626
未払費用損金不算入	35,618
退職給付引当金損金不算入額	27,098
貸倒引当金繰入超過額	7,712
その他	2,477
繰延税金資産小計	2,184,946
評価性引当額	△1,740,377
繰延税金資産合計	444,568
繰延税金負債	
未収事業税	―
繰延税金資産の純額	444,568

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	40.7
（調整）	
評価性引当額の変動	△73.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	△15.3
住民税均等割	△2.4
企業結合による繰越欠損金	43.5
その他	△4.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△2.4

（関連当事者との取引）

第18期（自 平成20年１月１日 至 平成20年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フォルティス・インベストメンツ マネジメントエスエー	ブラッセル ベルギー	千ユーロ 180,000	持株会社	被所有 直接 100%	兼任１名	グループ管理会社	マネージメントサービス	千円 24,213	関係会社未払金	千円 24,213
親会社	フォルティス銀行東京支店	東京都 港区	千ユーロ 9,374,878	銀行業	―	なし	資金の借入	資金の借入 支払利息	千円 21,903	関係会社借入金 関係会社未払金	千円 1,300,000 2,681

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注２）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	エービーエヌ・アムロ アセットマネジメント アジア	香港 中国	千ユーロ 900,000	資産運用業	―	兼任１名	その他情報提供サービス	その他営業収益 委託調査費	千円 33,334 5,676 （注４）	未収収益 未払費用	千円 43,467 9,983
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメント ルクセンブルク	ルクセンブルグ市 ルクセンブルク	千ユーロ 1,308	資産運用業	―	なし	投資一任契約	運用受託報酬	千円 169,822	未収運用受託報酬	千円 61,759
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメント ネザーランド	アムステルダム オランダ	千ユーロ 1,454	資産運用業	―	なし	投資助言契約	投資助言報酬 委託調査費	千円 173,800 9,352	未収収益 未払費用	千円 111,429 9,352

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注２）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（注３）上記の表以外の取引は金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（注４）上記取引金額は、関連当事者に該当した平成20年８月１日から平成20年12月31日までの期間のものであります。

第19期（自 平成21年１月１日 至平成21年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フォルティス・インベストメンツ マネジメントエスエー	ブラッセル ベルギー	千ユーロ 180,000	持株会社	被所有 直接 100%	兼任１名	グループ管理会社	マネージメントサービス	千円 63195	関係会社未払金 未払費用	千円 57,465 5,730
親会社	フォルティス銀行	ブラッセル ベルギー	千ユーロ 9,374,878	銀行業	被所有 間接 100%	なし	資金の借入	資金の借入 支払利息	千円 16,599	関係会社借入金 関係会社未払金	千円 800,000 720

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注２）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメント ルクセンブルク	ルクセンブルグ市 ルクセンブルク	千ユーロ 1,308	資産運用業	―	なし	投資一任契約	運用受託報酬 その他営業収益	千円 411,109 467,002	未収収益 関係会社未払金	千円 408,147 160
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメント ネザーランド	アムステルダム オランダ	千ユーロ 1,454	資産運用業	―	なし	投資助言契約	その他営業収益 運用受託報酬	千円 296,488 27,380	未収収益	千円 98,058
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメント ベルギー エセー	ブラッセル ベルギー	千ユーロ 44,114	資産運用業	―	なし	投資一任契約	その他営業収益 雑収入	千円 13,051 19,898	未収収益 仮払金	千円 20,827 21,908

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注２）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（注３）上記の表以外の取引は金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

２．親会社に関する注記

親会社情報

ＢＮＰパリバ銀行（パリ証券取引所に上場）

フォルティス銀行（非上場）

フォルティス・インベストメンツ マネジメントエスエー（非上場）

（企業結合等関係）

第18期 自　平成20年１月１日 至　平成20年12月31日	第19期 自　平成21年１月１日 至　平成21年12月31日
（共通支配下の取引等） １．フォルティス・アセットマネジメント株式会社とフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社の合併 フォルティス・アセットマネジメント株式会社とフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社は平成20年８月８日付で合併契約を締結し、平成20年８月８日に開催した臨時株主総会の承認をもって、平成20年10月１日に合併いたしました。 (1) 企業結合の概要 １）結合当時企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 被結合企業： フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社 投資顧問業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 ２）企業結合の法的形式 フォルティス・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併 ３）企業結合後の名称 フォルティス・アセットマネジメント株式会社	――――――

４）取引の概要
本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、フォルティスグループの日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、フォルティス・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行っております。
なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。

(2) 実施した会社処理の概要
本合併は、「企業結合に係わる会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する運用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

２．フォルティス・アセットマネジメント株式会社へのエービーエヌ・アムロ証券投資顧問株式会社からの事業譲渡

(1) 企業結合の概要（事業譲渡）
１）取得した事業の内容
投資助言・代理業務、投資運用業務、関係会社が行う為替オーバーレイ業務にかかる委託業務

２）企業結合を行った理由
日本における経営の効率化、合理化を進めるため。フォルティス・アセットマネジメント株式会社に事業を譲渡することにより、グループ内における事業の経営資源を集約して、よりいっそうの収益力の向上と事業基盤の強化を図るものであります。

３）企業結合の日
平成20年８月31日

４）企業結合の法的形式
事業譲渡契約

(2) 財務諸表に含まれている取得した事業の期間
平成20年９月１日から平成20年12月31日

(3) 取得した事業の取得原価及びその内訳
取得原価：522,857千円

(4) 発生したのれんの金額等 のれんの金額：522,857千円 発生原因： 今後の事業貢献による期待される超過額 償却方法及び償却期間： ５年間の定額法により償却しております。	

（１株当たり情報）

第18期 自 平成20年１月１日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年１月１日 至 平成21年12月31日
１株当たり純資産額　239,952.71円 １株当たり当期純損失　241,309.63円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　227,888.32円 １株当たり当期純損失　12,604.38円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	第18期 自 平成20年１月１日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年１月１日 至 平成21年12月31日
当期純損失（千円）	△1,930,447	△96,515
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	
普通株式に係る当期純損失（千円）	△1,930,447	△96,515
期中平均株式数	8,000	8,000

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

（１）定款の変更

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社との平成22年7月1日付の合併に伴い、同日付で定款の一部を変更しました。

変更事項	商号変更、株式の議決権行使の基準日、株主総会の招集者（議長）の定め、取締役会の議長の選定の定め
変更年月日	平成22年7月1日

（２）訴訟事件その他の重要事項

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社との平成22年7月1日付の合併に伴い、同日付で「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」に社名変更致しました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

①受託会社

(a) 名称	(b) 資本金の額※	(c) 事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,260百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

※平成23年3月末現在

②再信託受託会社

(a) 名称	(b) 資本金の額※	(c) 事業の内容
資産管理サービス信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

※平成23年3月末日現在

③販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額※	(c) 事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※平成23年3月末日現在

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

（２）販売会社：当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

３【資本関係】

（１）受託会社：該当事項はありません。

（２）販売会社：該当事項はありません。

第３【その他】

（１）目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

（２）目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地、ロゴ・マーク、イラスト、図案、写真、ファンドの愛称、キャッチ・コピー等を使用し、ファンドの基本的性格を記載する他、ファンド名称の説明を付記することがあります。また以下の内容を記載することがあります。

・交付目論見書または請求目論見書である旨
・金融商品取引法上の目論見書である旨
・委託会社の金融商品取引業者登録番号
・詳細情報の入手方法（委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間、請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨）
・目論見書の使用開始日
・届出の効力に関する事項について、届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
・投資信託の財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されている旨
・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

（３）目論見書の表紙裏面に、金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載する場合があります。

（４）請求目論見書の表紙に課税上の取扱いに関する記載をすることがあります。

（５）届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。

（６）目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成22年５月19日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　男澤　顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているホリコ・フォーカス・ファンドの平成21年３月24日から平成22年３月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホリコ・フォーカス・ファンドの平成22年３月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（前期）へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成21年6月18日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年５月18日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会　御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　男澤　顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているホリコ・フォーカス・ファンドの平成22年３月24日から平成23年３月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホリコ・フォーカス・ファンドの平成23年３月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独立監査人の監査報告書

平成22年６月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成22年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年５月12日にフォルティス・アセットマネジメント株式会社と吸収合併契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書（当期中間）へ

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月27日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　男澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成22年４月１日から平成22年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成22年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年４月１日から平成22年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。